

名古屋市における重度訪問介護支給決定状況（平成 26 年 12 月末）

〈名古屋市健康福祉局障害者支援課長 木村剛〉

1. 支給決定者数 1,510 名

2. 744 時間／月 以上の支給決定者数 40 名

重度訪問介護の支給決定者 1,510 名のうち、24 時間介護（744 時間／月）を要する方は 40 名となっている。40 名の状態像は以下のとおり。

<状態像>

① 障害種別

身体障害者手帳 1 級	33 名
身体障害者手帳 1 級 + 愛護(療育)手帳 1 度	4 名
身体障害者手帳 1 級 + 愛護(療育)手帳 2 度	1 名
身体障害者手帳 1 級 + 愉護(療育)手帳 3 度	1 名
身体障害者手帳 2 級 + 愉護(療育)手帳 2 度	1 名

② 障害支援区分

区分 6	39 名
区分 5	1 名

③ 障害内容

脳性麻痺	19 名
進行性筋ジストロフィー症	4 名
頸髄損傷	3 名
運動ニューロン疾患	3 名
筋萎縮性側索硬化症	2 名
その他	9 名

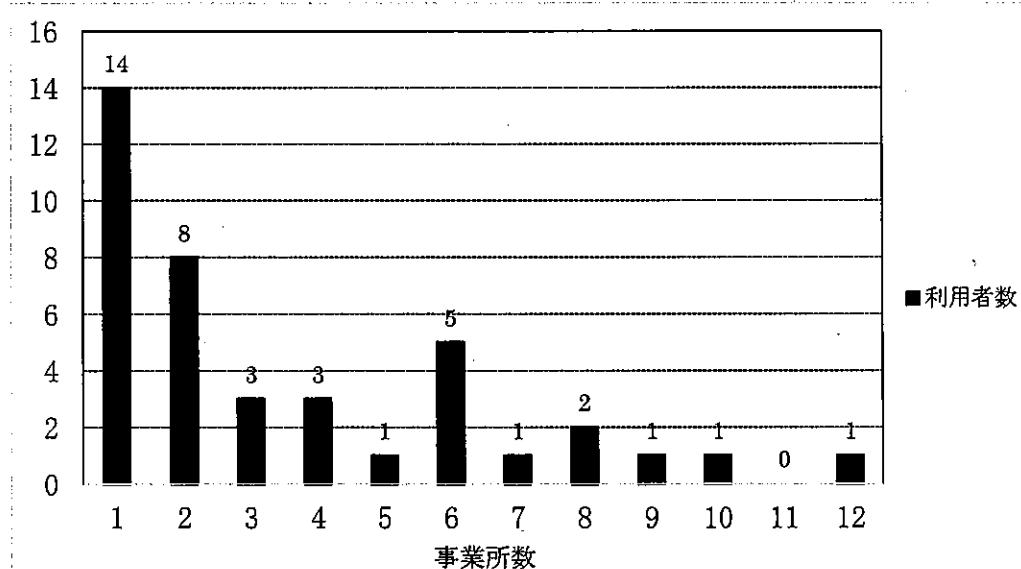
④ 年代・性別

年代	性別	人数(名)	
20代	男性	1	2
	女性	1	
30代	男性	5	8
	女性	3	
40代	男性	9	15
	女性	6	
50代	男性	5	7
	女性	2	
60代	男性	3	7
	女性	4	
70代	男性	1	1
	女性	0	

⑤ 家族構成

単身	29名
同居	11名
世帯員2名	6名
世帯員3名	3名
世帯員4名	2名

⑥ 利用する事業所数



⑦ 重度訪問介護以外のサービスの利用状況

介護保険制度	7名
訪問看護	19名

⑧ 支給決定時間別

時間数（時間／月）	人数（名）
744～	9
750～	14
800～	11
900～	4
1,000～	2

3. 行動障害を有する者

今年度から重度の知的・精神障害者に対象が拡大されたことに伴い重度訪問介護の支給決定を受けている方は2名となっている。

障害種別	年代	世帯状況	障害支援 (程度) 区分	行動関連 項目	支給決定量 (時間／月)
愛護 (療育) 手帳 1度	30代	単身	6	16点 (旧点数)	420
	60代	同居 (構成員2名)	6	12点 (旧点数)	213.5

重度訪問介護長時間支給決定者（平成25年度実績）

事例	障害種別	障害内容	介護内容等	サービス支給決定状況
1	身障1級	脊髄性筋委縮症による両上肢機能全廃 脊髄性筋委縮症による起坐不能な体幹機能障害 脊髄性筋委縮症により言語機能喪失	全身筋萎縮症で座位保持不能の体幹機能障害により単独では何もできず24時間介護が必要。気管支拡張剤を服用しており、排痰が頻回にあり、排痰時に姿勢の保持を行う必要があり、夜間も常時付き添いが必要である。	重度訪問介護 1188.5時間／月
2	身障1級	進行性筋ジストロフィー症による両上肢機能全廃(1級) 進行性筋ジストロフィー症による起坐不能な体幹機能障害(1級) 進行性筋ジストロフィー症により言語機能障害著明(4級)	進行性筋ジストロフィー四肢体幹機能障害のため筋力低下、気管切開後、肺炎併発寝たきり状態、呼吸不全のため人工呼吸器を使用している。夜間は体位変換、トイレ、吸引呼吸器調整などを行うため24時間介護が必要。	重度訪問介護 836.5時間／月
3	身障1級	交通事故による両上肢機能全廃(1級) 交通事故による両下肢機能全廃(1級) 頸髄損傷による呼吸器機能障害(1級) 自己身辺活動困難 音声言語機能喪失(3級)	交通事故により頸椎損傷により四肢麻痺で寝たきり。気管切開により人工呼吸器を常時使用。自力で体を動かすことができないため、体位変換や人工呼吸器の動作確認等生活全般で介助が必要。また人工呼吸器を装着したままでの動作となるため移乗や入浴等には2人の介助が必要。	重度訪問介護 907時間／月
4	身障1級	脳性麻痺による両上肢機能障害著明(2級) 脳性麻痺による両下肢機能障害著明(2級)	脳性麻痺のため、手足がほとんど動かず、電動車いすを使用。ヘルニアが進行し首や肩の緊張や筋力の硬化が悪化している。体位調節のため夜間も含め常時見守り等が必要である。体重が重く、移乗やトイレ、入浴の介助等に2人介護を要する。	重度訪問介護 910時間／月
5	身障1級	運動ニューロン疾患両上肢機能全廃 運動ニューロン疾患両下肢機能全廃	気管切開による人口呼吸器を利用、意思伝達は眼球運動のみで行う。1時間に数回の頻回な痰吸引が必要なこともあります、あわせて、体位変換も頻回に行われている。体温調節ができないことから、体温を維持するための援助が常時必要である。	重度訪問介護 850時間／月

事例	障害種別	障害内容	介護内容等	サービス支給決定状況
6	身障1級 愛護1度	脳性麻痺による両上肢機能障害著明(2級) 脳性麻痺による起坐不能な体幹機能障害(1級)	脳性麻痺により寝たきりの状態ですべてにおいて介助が必要。意思表示も困難。常時痰吸引が必要な状態。	重度訪問介護 891時間／月
7	身障1級	脳性麻痺による不随意運動・失調等により両上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの(1級) 脳性麻痺による不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの(1級) 脳性麻痺による言語機能喪失(3級)	脳性麻痺による四肢麻痺で、常時介護が必要。2人での介助が必要。日中は生活介護を利用。	重度訪問介護 785時間／月
8	身障1級 愛護1度	疾病不随意運動・失調等により両上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの(1級) 疾病不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの(1級) 疾病言語機能障害著明(4級)	寝たきり、かつ、知的障害を有し、常時たん吸引及び体位変換を行っている。	重度訪問介護 914時間／月
9	身障1級 愛護1度	脳性麻痺による両上肢機能全廃(1級) 脳性麻痺による立ち上がり困難な体幹機能障害(2級)	脳性麻痺による四肢麻痺で寝たきりの状態で常時介護が必要。意思表示も困難。体が大きく入浴や移乗は2人での介助が必要。	重度訪問介護 871.5時間／月
10	身障1級	脳性麻痺、脊髄疾患による両上肢機能全廃(1級) 脳性麻痺、脊髄疾患による起坐不能な体幹機能障害(1級)	脳性麻痺と脊髄疾患の進行により、現在は右手が少し動く程度。身の回りのことにはすべて介助をする。入浴時や外出先でのトイレ介助には2人介助が必要。日中は生活介護を利用。	重度訪問介護 736時間／月